

2023年11月 9 日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

園芸博覧会会場となる旧上瀬谷通信施設の国有地について、 国有財産無償貸付契約を締結しました！

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、園芸博覧会の会場となる旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）の国有地について、財務省関東財務局横浜財務事務所と、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」第12条に基づき、国有財産無償貸付契約を締結しました。

当契約により、博覧会会場区域の大半を占める国有地を無償で使用できるようになりました。今後も「基本計画」に基づき、会場基盤整備の着手など、会場整備に向けた取組を実施し、2027年の開催に向けた準備を着実に進めていきます。

1 契約の名称

国有財産無償貸付契約

2 締結日

令和5年11月8日（水）

3 契約期間

令和5年11月8日から令和11年3月31日まで

4 締結相手

財務省関東財務局横浜財務事務所



【旧上瀬谷通信施設の航空写真及び現地写真】

■ 参考資料

- 基本計画 <https://expo2027yokohama.or.jp/about/plan/>

【参考】 令和四年法律第十五号（施行日：令和四年六月二十四日）

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

第十二条 国は、政令で定めるところにより、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができる。

本件に関するお問合せ先

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 整備部 整備課（担当：岩間）

Tel：045-307-2047

ホームページ：<https://expo2027yokohama.or.jp/>